

【農地法第4条・第5条許可申請の提出書類について】

令和元年8月現在

提出書類		備 考
◎許可申請書		2部提出（2部とも押印・捺印が必要）
ア	位置図	住宅明細図等転用計画地の位置及び付近の状況を表示する図面で、縮尺、方位を明示したものの（縮尺：2,500分の1～5,000分の1程度） ※最寄りに公共施設等があれば含むこと。
イ	土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	農業委員会受付日6ヵ月以内に取得したもの。次の場合は下記の書類で取り扱う。 ア)分筆登記未了の場合：土地家屋調査士等の作成による地籍測量図を2部。 イ)相続登記未了の場合：戸籍謄本又は除籍謄本、相続関係説明書及び相続人間の同意書、遺産分割協議書写し等
ウ	公図写し	転用計画地の位置及び隣接地を表示した公図写しに地番、地目、所有者氏名及び転用計画地に隣接する道路水路の幅員を記載したもの。
エ	住民票抄本	申請者の住所が「土地の登記事項証明書」の記載内容と異なる場合に必要。
オ	転用計画補足説明書	転用農地面積が1,000㎡以上（植林を除く）の場合のみに必要。【様式第28号】
カ	農地転用図	転用計画地に建物・工作物・その他施設の面積、配置及び種類規模等を表示した図面。
キ	建物平面図	建築物があれば建築面積の判るもの。（縮尺：100分の1～500分の1程度）
ク	土地造成計画図	土留め、付替水路等の工事内容を示す図面。転用に伴い土砂の流出・堆積、崩壊等の恐れがある土地造成を計画している場合は、その土地造成計画図。
ケ	法人関係書類	法人登記事項証明書、地縁団体台帳、定款または寄付行為。※法人の場合のみ
コ	小作地関係書類	小作人が小作地を申請する場合は、所有者の同意書。所有者が小作地を申請する場合は、農地法第20条に基づき解約がなされたことを証する書面。
サ	資金証明書	ア)自己資金でまかなう場合は、金融機関の残高証明書等 イ)借入金による場合は、金融機関等の融資証明書等 ※証明を受ける方と転用事業者は同一
シ	他法令許可可書写し	転用に係る事業が他の法令の定めるところにより許可、認可、届出、確認等を要する場合は、関係機関へ提出した申請書の写し（受付印のあるもの）、又は許可等を証する書面。
ス	用途廃止申請書写し	転用計画地内に道路、水路等がある場合は、用途廃止申請書の写し。
セ	土地改良区意見書	土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書。下記改良区に確認が必要。 ○河北潟沿岸土地改良区 TEL 255-3309 (かほく市大崎チ114番地2) ○河北台土地改良区 TEL 285-1262 (かほく市松浜イ24の5)
ソ	取排水同意者	取水又は排水について、水利権者、漁業権者、生産組合長等の同意を要する場合はその同意書が必要。
タ	一時転用(砂利採取等)賃貸借契約書写し	転用に係る事業又は施設の利用期間が一時的な賃借権の設定（一時転用）であるときには、賃貸借契約書（原状回復の時期、方法、施行者、費用の負担等を明確にしたもの）の写し。
チ	誓約書	かほく市農業委員会宛に1部必要。
ツ	その他参考資料	その他参考資料[賃貸借契約書・使用貸借契約書・始末書等、その他別途指示するもの] 埋蔵文化財確認[直接・又はFAXで、スポーツ文化課へ図面を提示のうえ確認してください ○確認先 (TEL 283-7137/FAX 283-3643)

【注意事項】

- ☆ 申請書類は原則2部提出しますが、申請書は2部とも原本、添付書類は2部のうち1部はコピー可です。
ただし、契約書等原本が添付できないものについては、2部ともコピーを添付してください。
- ☆ 地区担当農業委員に必ず連絡をお願いします。地区担当農業委員は別紙のとおりです。
- ☆ 農業委員会総会当日には現地調査を行います。
- ☆ 事前に必ず計画地が農業振興地域内農用地かどうかの確認をお願いいたします。
- ☆ 農地転用許可前に工事を決して行わないようお願いいたします。（許可が取り消される場合があります。）
- ☆ 許可申請締め切りは、毎月10日までですので遅れないように提出してください。